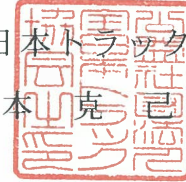


全ト協発第172号(環)
平成29年7月7日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の 一部改正等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省自動車局長より、基準緩和自動車の適正使用の推進を図るため、法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長4年とすることなどを盛り込んだ「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正と併せて、行政処分の取扱いの明確化を目的とした「基準緩和自動車の行政処分等要領について」に係る通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019